

令和2年3月19日

教育委員会事務局総務課

内線 4521

群馬県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

1 改正の趣旨

令和2年4月1日付けの組織改正に伴い所要の規定を整備するもの。

2 改正内容

- 文化財保護課の知事部局への移管に伴い、文化財保護課に関する規定を削除する。
- 義務教育課の「人権教育推進係」の名称を「人権・キャリア教育推進係」に改め、義務教育課の分掌事務について所要の改正を加える。
- 近代美術館、館林美術館、歴史博物館、自然史博物館、土屋文明記念文学館の知事部局への移管に伴い、生涯学習課の分掌事務に所要の改正を加える。

3 施行日

令和2年4月1日